

お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができること

平成27年3月



考えよう
家族みんなで
スマホのルール
私たちは子供たちの
情報モラル育成に取り組みます

1 保護者の理解と見守りが、お子様を守ります。

インターネットは、世界中の様々な情報を調べることができる便利なものです。近年は、学校教育でも利用され、**青少年にとって欠かせない存在**となっています。

しかし、インターネットの利用によって、性表現や暴力表現、危険ドラッグのほか、**青少年の健全な成長に悪い影響を与える違法・有害情報に触れる可能性**があります。また、コミュニティサイトの利用などにより、**友達同士のトラブルや事件・事故に巻き込まれる**こともあります。たとえいたずらのつもりであっても、安易に犯行予告などを行えば、**犯罪の加害者側**になることもあり、行為によっては**罰せられる場合**もあります。

このようなリスクを減らし、安全・安心なインターネット利用環境を実現するために、「**青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律**（青少年インターネット環境整備法）」が施行されています。

青少年の適切なインターネット利用を促すためには、**保護者がインターネットの特徴を理解し、ご家庭内でインターネットの利用について話題にしなが**ら、**青少年を守ることが大切**です。

● 保護者ができる3つのポイント

発達段階に応じて、

- (1) 適切にインターネットを利用させる
- (2) 家庭のルールを作る
- (3) フィルタリングなどを設定する



お子様の将来のために

インターネットを「**使いこなす力**」は、**これからの社会で必要不可欠**です。交通安全ルールと同じように、自分自身を守りながら、**賢く有効**に使わせましょう。

そのためには、**お子様の成長に合わせて**、インターネットに関する**知識・技術、情報モラルやコミュニケーション能力**をそれぞれ身に付けさせることが大切です。

◎お子様にインターネットを利用させる際の保護者の責務が規定されています。

青少年インターネット環境整備法第6条において、**保護者は、青少年のインターネット利用の状況を適切に把握するとともに、利用を適切に管理し、適切に活用する能力の習得の促進に努めること**とされています。お子様の将来のため、保護者の役割をこのリーフレットで再確認してみましょう。

2 お子様がどんな使い方をしているかご存知ですか？

- お子様にもどのような**機器**を持たせていますか？ **どのようにインターネットを利用**させていますか？
- お子様**がどのような場所・環境**で、**どのようなサービス**を利用しているかご存知ですか？ 例えば、街なかの**無線LAN回線（Wi-Fiなど）**を利用することはありますか？
- 保護者の目が届かない場合**でも、**親子で話し合っ**てルールを決めていますか？ **フィルタリング**などを設定していますか？

チェックを入れて確認してみましょう。

近年、スマートフォンをはじめ、身近なインターネット接続機器が増えています。例えば、**タブレット端末や携帯音楽プレイヤー**にも**スマートフォンと同じようなサービスやアプリ**を利用できる**機器**があります。



- 上記のような**モバイル端末の普及**により、**お子様のインターネットの使い方**が急激に**変化**しています。メール、ゲーム、SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）、チャットや掲示板（特に書き込み）、交流サイト（特に知らない人）、ゲームやアプリでの課金など、**保護者が気づいていない使い方**をしていませんか？

□ 自撮りによる画像や動画など

スマートフォンなどのカメラ機能を使って**自分自身を撮影（自撮り）**し、その画像や動画を友達に送ることや、多数の閲覧者向けにネット配信・共有することが増えています。自撮りした画像に**位置情報（GPS）**が入っていたり、自宅などで撮影して、地域を特定しやすい背景や学校の制服が写り込んだりしていると、**意図せず個人が特定され、トラブルや事件に巻き込まれる可能性**もあるので注意が必要です。また、たとえ交際相手であっても、**下着姿や裸の画像などを送ることはやめ**ましょう。送ってしまった後に削除したいと思っても、他人の手に渡った画像などは、**完全には削除できません**。



□ 犯罪の加害者側にならないために

フラれた際に復讐のつもりで、交際相手の下着姿や裸の画像などを他人に送ったり、知り合いから送られてきたそのような画像などを転送することはやめましょう。「**私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（いわゆるリベンジポルノ法）違反**」や「**児童買春・児童ポルノ禁止法違反（提供罪）**」となる場合があります。

□ コミュニケーションアプリの利用

無料通話やグループでのメッセージが利用できる**コミュニケーションアプリ**が増えています。複数人でのグループ利用ができることから、ちょっとした誤解などから大きなトラブルに発展する場合があります。また、**IDを取得して掲示板などで交換**すると、**見知らぬ人との出会いにつながる可能性**があるため注意が必要です。

□ ネットの長時間利用

モバイル端末は、いつでもどこでもインターネットを利用できるため、**意識せず長時間利用してしまう人が増えています**。お子様がインターネットを使わないと不安になったり、イライラしたりという様子を感じたら、怒って追い込むのは逆効果。**親子のコミュニケーションを増やし徐々に遠ざけながら見守り**ましょう。

3 保護者ができる3つのポイント

● まず、保護者自身が気を付けること

お子様は保護者の行動を見て、学び、育ちます。お子様の適切なインターネット利用は、お子様を取り巻く**大人のインターネット利用や取り組む意識**にかかっています。お子様とともに、**保護者自身**がインターネットに関する知識・技術、情報モラルやコミュニケーション能力を**それぞれ身につける**ことが重要です。

お子様だけでなく保護者自身も、**日常のモラル・ルールに加え、インターネットの特性とリスクを理解**して、適切にインターネットを利用を心がけましょう。また、**困った時に気軽に相談**できるように**保護者同士で情報交換**をするとともに、**専門機関や相談窓口を確認**しておきましょう。



● インターネットの特徴とリスク

公開性

インターネットは世界中に開かれているため、誰に見られているかわからない。

公共性

インターネットは仲間うちだけの空間ではなく、いろいろな人が利用する公共の場。

信憑性

情報や発言の真意が不明なこともあるため、自分で確認・判断することが必要。

記録性

情報は誰かにコピーされ、広がり続ける可能性があるため、完全には削除できない。

侵入の可能性

自分の機器やIDが悪意ある人に不正使用されて、大切な情報が盗まれる恐れがある。

追跡性

警察はアクセスログから情報発信元を特定できる。一般の第三者でも個人を特定できる可能性がある。

(1)トラブルや事件に巻き込まれないように、適切にインターネットを利用させましょう。

● ネットデビュー ～初めてインターネットを利用させる場合

危険な使い方をしたり、トラブルや事件に巻き込まれたりしないように、インターネットを適切に利用するための**知識・技術、情報モラルやコミュニケーション能力**を親子で身につけましょう。

● 新しい機器をお子様にしたせる前に

お子様の成長に合わせて、インターネットを利用させることが大切です。お子様に機器を持たせる前に、まず、**何のために必要なか、どのように使うのか、目的やルールを話し合**いましょう。

単なるプレゼントやご褒美で、安易に与えてしまうのではなく、**目的を明確**にしましょう。また、**機器を持たせる前に、フィルタリングやペアレンタルコントロール機能を設定**しましょう。例えば、**お子様向けに機能を制限した携帯電話**などを使用することも有効な手段の一つです。

小型で軽量の**モバイル端末**は、自由に持ち運んで利用することが可能です。**保護者の目が行き届きにくくなる**ため、お子様の成長に合わせて、使用させましょう。

保護者のモバイル端末を**一時的に貸す**場合は、お子様の年齢や利用に合わせて**インターネット接続機能を制限**し、設定変更や決済などを行わないように**パスワード管理**をしましょう。また、**アドレス帳などの保護者の個人情報**にはロックをかけるなど、**適切に管理**しましょう。**使わなくなった機器は、初期化する**か、ID、パスワード、アドレス帳、不要アプリなどを削除し、**適切な環境を整えてから**与えましょう。

● 持たせ始めが肝心

利用する機器やサービスの「**初期設定**」は、必ず、保護者が行いましょう。また、トラブルに遭っていないか、**過度の長時間利用**になっていないかなど、**こまめに利用状況を確認**しましょう。

お子様専用機として持たせる場合も、**保護者が管理する機器を使わせているという意識付け**をすることは**有効な方法の1つ**です。**保護者の見守りが必要な機器**であることを、最初にしっかり伝えましょう。

● 少しずつ利用できる範囲を広げる

お子様がどの程度インターネットを使いこなす**知識・技術、情報モラルやコミュニケーション能力**をそれぞれ身につけているかを見極めましょう。そして、その成長に合わせて、持たせる機器やフィルタリングの設定などを見直して、**インターネットを利用させる範囲やサービスを広げて**いきましょう。



フィルタリングやペアレンタルコントロール機能は、**保護者の目が届かないところでインターネットを利用する際に、保護者と決めたルールの下で安全に安心して利用**できるよう、**お子様を見守るツール**です。フィルタリングで制限されてしまうサイトやアプリを使いたい場合でも、特定のサイトやアプリだけ利用できるように「**カスタマイズ**」することが可能です。**お子様を信頼すること、安全を保つこととは、別問題**。フィルタリング自体の解除ではなく「**ゆるめる**」対応をしましょう。

(2)適切な生活習慣が身につけられるように、家庭のルールをお子様と一緒に作りましょう。

● ご家庭の利用状況に合わせて、お子様と一緒にルールを作りましょう。

チェックを入れて確認してみましょう。

お子様が使おうとしているサービスを一緒に見てみましょう。
一緒に見ることで、懸念されるリスクについて確認することができます。

お子様と話し合ってルールを作りましょう。
なぜルールが必要なのかを、お子様が理解することが大切です。ルールを一方向的に押し付けるのではなく、**お子様の実際の使い方**を聞きながら、**インターネットを使う目的をはっきりさせ**ましょう。

お子様の利用状況を確認するルールを作りましょう。
お子様の利用履歴を勝手にチェックするのではなく、**お子様と一緒に確認**し、問題がないか話し合しましょう。

ルール違反があった場合、次にどうすれば違反しないかお子様と一緒に考えましょう。
保護者預かり、リビング以外での使用禁止など、**ルール違反をした場合の罰則**を事前に決めておくことで、自分をコントロールする力と、**ルールを守る責任感**が生まれます。次に違反しないように話し合しましょう。

トラブルのときはすぐに保護者に相談するよう話しておきましょう。
お子様から相談を受けたときに、慌てないように、事前に対応方法や相談窓口を確認しておきましょう。

友達の保護者と連携しましょう。

コミュニケーションアプリなど、グループ内でのメッセージのやり取りが増えたことで、**子ども達同士のトラブル**が発生しています。**保護者同士で情報交換し、子ども達同士のルール**を作るなど、**学校、学級、地域で連携して、お子様を見守る取組**が大切です。

家庭のルールを作る際の心構えを確認しましょう。

- ・お子様と一緒に、**きちんと守れるルール**を作りましょう。
- ・**ルール違反が明確になるルール**を作りましょう。
- ・ルールを**気分次第で運用しない**にしましょう。

● ご家庭のルールの具体例

- ・困ったときは**すぐに相談**する。
- ・友達にメールやメッセージのやり取りを**強要**しない。
- ・インターネットを使わない子を**仲間はずれ**にしない。
- ・利用する**場所や時間帯**を決める。
- ・パスワードは**保護者が管理**する。
- ・お金がかかる場合は**事前に相談**する。
- ・**名前、顔写真、学校名**などは書き込まない。
- ・**知らない人のメール**に返信しない。
- ・**ルールを破ったら、一時利用禁止**とする。



● ソーシャルメディアの利用について

ソーシャルメディアは、インターネットにつながる人々がコミュニケーションができる「**公共の場所**」です。また、一度公開した情報はインターネット上に残り、広がる可能性があります。**実社会でやっていけないことは、インターネット上でもやってはいけません**。お子様が**犯罪の加害者にも被害者にもならない**よう、お子様には、**情報モラル**などを身につけて、**ルールやマナーを守って**利用させましょう。

- ・個人情報を書き込まない。
- ・他人を誹謗中傷する書き込みをしない。など

(3) 保護者の目の届かないところでもお子様を見守れるように、フィルタリングなどを設定しましょう。

利用する機器やサービスの「初期設定」をお子様任せにいませんか？

「子供を信頼する」と「子供の安全を守る」ことは別問題、最初の対応が肝心です。

● 「フィルタリング」と「ウイルス対策」のペアでセキュリティ対策を行いましょう。

危険なサイトに行かないように守る「**フィルタリング**」

危険なものの侵入を防ぐ「**ウイルス対策**」

- 個人情報を盗むなりすましサイト
- 架空請求などを目的とするサイト
- 犯罪やトラブルを誘発する交流サイト
- ウイルスファイルをまき散らすサイト



フィルタリング

ウイルス対策

- 健全な運営状態にあるサイト
- 許可リストにあるサイト
- その他、安心な一般サイト

- ウイルスなどの不正プログラム（不正アプリを含む）
- ウイルスなどが仕込まれたメール
- アドレス帳など、個人情報へのアクセス

- 一般的なメールやメルマガ
- 友人や知人からのメッセージ
- 信頼できるアプリ など

A スマートフォン・携帯電話を持たせる場合

● 購入時に18歳未満の青少年に使用させることを申し出て、**①携帯電話会社のフィルタリング**を利用しましょう。

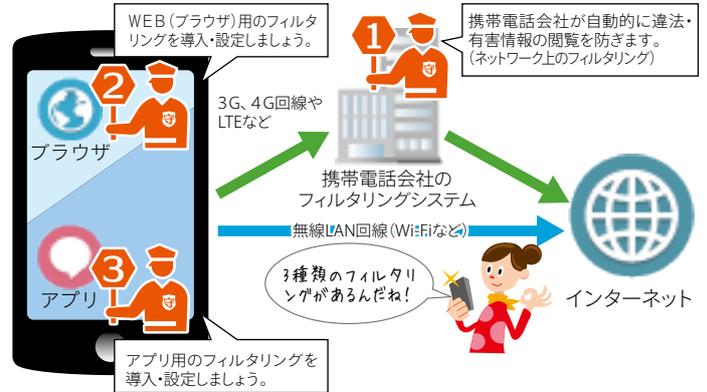
● スマートフォンは**②WEB(ブラウザ)用**と**③アプリ用**の端末内のフィルタリングを利用しましょう。

青少年インターネット環境整備法第17条第2項において、保護者は18歳未満の青少年に使用させるために携帯電話・スマートフォンを購入する場合は、携帯電話会社に**その旨を伝える義務**があります。

① 携帯電話会社のフィルタリングを利用しましょう。

携帯電話会社の電波(3G、4G回線やLTEなど)を使ってインターネットに接続する場合

購入時に携帯電話会社のフィルタリングサービスに申し込むことで、自動的に違法・有害情報の閲覧を防ぐことができます。(ネットワーク上のフィルタリング)



② WEB(ブラウザ)用のフィルタリングを設定しましょう。

スマートフォンは、携帯電話会社の電波(3G、4G回線やLTEなど)に加えて、無線LAN回線(Wi-Fiなど)を使ってインターネットに接続することができます。

ご自宅やコンビニ・公共交通機関などで無線LAN回線(Wi-Fiなど)に接続させる場合には、フィルタリングが適用されているか確認しましょう。

無線LAN回線(Wi-Fiなど)を利用する場合には、**①フィルタリングが適用されない場合があります**。お子様のスマートフォンに**②WEB(ブラウザ)用のフィルタリングアプリを設定して(端末内のフィルタリング)**、違法・有害情報の閲覧を防ぎましょう。

③ アプリ用のフィルタリングを設定しましょう。

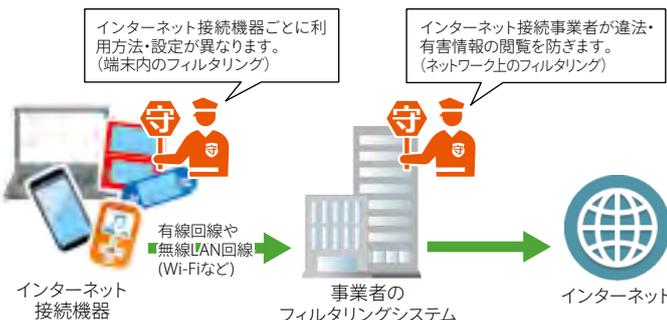
スマートフォンでは、ホームページなどを閲覧するブラウザ以外にも、**様々な機能やサービスを提供するアプリ**があります。アプリは、ブラウザを使わずに、直接、インターネットを利用しているため、**①や②のフィルタリングが適用されない場合があります**。

そのため、お子様の安全で安心できる利用環境を保つには、**アプリ用のフィルタリングを導入・設定する必要があります(端末内のフィルタリング)**。

アプリ用のフィルタリングを導入・設定するには、**機器にフィルタリングアプリを導入したり、アプリのインストールや起動を制限する機器本体の機能を活用したりする方法**があります。スマートフォンによって使い方や設定が異なりますので、**購入時に販売店やメーカー、ホームページで確認**しましょう。

※3つのフィルタリングを、1つのアプリや設定で管理できるスマートフォンもありますので、店頭などで確認しましょう。

B ノートパソコン・携帯ゲーム機・タブレット端末・携帯音楽プレイヤーなどを持たせる場合



● お子様機器を持たせる前に設定する

保護者の目が届かないところで、お子様がインターネットを利用する可能性がある場合には、**どんなときでもお子様の安全を守ることができるよう、フィルタリングや閲覧制限・課金制限などのペアレンタルコントロール機能を積極的に利用**しましょう。

タブレット端末や携帯音楽プレイヤーの中には、インターネットに接続してスマートフォンと同じようなアプリやサービスを利用できるものもあります。

お子様がどのような場所・環境で、どのようなサービスを利用しているかご存知ですか？ 無線LAN回線(Wi-Fiなど)の利用などについて、**普段の会話の中で確認**しておきましょう。

◎コミュニティサイトの利用を通じて被害を受けた青少年のうち、9割以上がフィルタリング未加入です。

平成21年以降、毎年1,000人を超える児童が青少年保護育成条例違反などの福祉犯の被害に遭っています。引き続き、保護者や関係機関・団体による青少年保護の取組が必要です。(警察庁「コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査結果について」などより)

4 チェックシートで保護者の役割を確認しましょう。

お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができることを、もう一度確認しましょう。

3つのポイント

チェックを入れて確認してみましょう。

発達段階に応じて、

- **トラブルや事件に巻き込まれないよう、適切にインターネットを利用させましょう。**
- **適切な生活習慣が身につけられるように、家庭のルールをお子様と一緒に作りましょう。**
- **保護者の目の届かないところでもお子様を見守れるように、フィルタリングなどを設定しましょう。**

● お子様を見守りましょう

- **使い始めはお子様と一緒にインターネットを利用しながら、インターネットを適切に利用するための知識・技術、情報モラルやコミュニケーション能力をそれぞれ身につけさせましょう。**また、「初期設定」は必ず保護者が行いましょう。
- 日頃のお子様の行動や判断能力などから、インターネットを「使いこなす力」がどの程度身につけているのか見極めましょう。
- お子様の成長に合わせて、持たせる機器や利用できるサービスの範囲を広げるなど、**インターネットを利用させる環境を段階的に整えていきましょう。**
- お子様がどのようなサービスを使いたいのか話を聞いて、**一緒に利用してみましょう。**お子様の方が詳しい場合でも、**使い方を教ったりしながら見守ることが大切です。**特に、**見知らぬ人とのコミュニケーションが生じるサービスの利用には注意が必要です。**

● お子様と会話をしましょう

- **お子様と顔を合わせて、適切な生活習慣を身につけられるように、**普段の出来事やインターネットの使い方について**会話をしましょう。**また、保護者の心配な点を伝え、**お子様自身に考えさせてみましょう。**
- 表情を見ながら会話をすることで、**学校に行きたがらないなど過度の利用で寝不足になっている、いじめ・トラブル・犯罪に巻き込まれて落ち込んでいるなど、**お子様の「サイン」を見つけることが大切です。

● 利用者情報や課金などについて

- 迷惑メールや架空請求メールなど、不明なサイトはクリックせずに、**すぐに相談するように伝えましょう。**
- アプリを利用する際には、**プライバシーポリシーなどを読み、取得される利用者情報の範囲や目的などをよく確認しましょう。**また、意図せずに、**電話帳情報や位置情報(GPS)などの利用者情報が送信されないよう、機器やアプリのプライバシー設定を適切に変更しましょう。**
- フィルタリングなどの設定に必要なパスワードは**保護者が確実に管理しましょう。**
- 保護者のクレジットカードを無断で使うことはできません。**ゲームなどの課金について、お子様と話し合しましょう。**



5 まずは、身近な人に気軽に相談してみましょう。

● お子様を見守りましょう。

流行りのツールを使っていないと仲間はずれになるのではないかなど、保護者の心配の種は尽きません。**身近な保護者の間で、不安に思っている事や子供が何に関心を持っているか、またトラブルの例などを、日頃から話題にするようにしましょう。**

「夜はメールやメッセージのやり取りは控える」など**子供達同士でルール**を作らせたり、**困った時に保護者同士で気軽に相談できる雰囲気をつくるなど、地域、学校、学級、保護者間で連携して取り組むこと**で防げるトラブルもたくさんあります。

● 専門機関も有効に活用しましょう。

- ◎ 学校関係者やウェブサイト運営者などからインターネット上の違法・有害情報などに関する相談を受け付ける窓口です。
違法・有害情報相談センター (業務委託元:総務省)
<http://www.ihaho.jp/>
- ◎ インターネット利用者からインターネット上の違法・有害情報に関する通報を受け付ける窓口です。
インターネット・ホットラインセンター (業務委託元:警察庁)
<http://www.internethotline.jp/>
セーフライン (一般社団法人セーフラインインターネット協会)
<http://www.safe-line.jp/>
- ◎ 保護者や子どもからの相談を電話またはメールにより受け付けている警察の窓口です。都道府県の少年相談窓口(ヤングテレホンコーナーなど)又は最寄りの警察署まで相談してください。
警察庁ホームページ ⇒ お知らせ ⇒ 各種相談などがある方に ⇒ 都道府県警察の少年相談窓口について
各都道府県の少年相談窓口
<http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/torikumi/madoguchi.htm>

● 適切な設定は機器の購入時などに確認しましょう。

フィルタリングやペアレンタルコントロール機能の利用方法・設定などがわからない場合は、インターネット接続機器の購入時やプロバイダサービスの加入時に、相談窓口などで**必ず確認して、適切な「初期設定」を行ってからお子様に機器を持たせましょう。**また、購入・加入後に、設定変更などがわからない場合にも、相談窓口などで確認しましょう。

青少年インターネット環境整備法第18条において、インターネット接続事業者(プロバイダ)は利用者から、**フィルタリングサービスを求められた場合は提供する義務があります。**



- ◎ 商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理にあっている消費生活センターなどの窓口です。
消費者ホットライン 電話 0570-064-370
- ◎ インターネット上の人権侵害に関する相談を受け付ける窓口です。
法務局の人権相談窓口(みんなの人権110番)
電話 0570-003-110

人権相談

検索



違法・有害
情報相談センター



インターネット・
ホットラインセンター



セーフライン



各都道府県の
少年相談窓口

◎最新のニュースや、ソーシャルメディアの利用に関するルール作りなどを確認しましょう。

安心ネットづくり促進協議会(安心協)は、企業、団体、有識者が連携して、青少年の安全安心なインターネット利用を推進する非営利団体です。

ソーシャルメディアガイドラインの作り方のポイントなど、様々なコンテンツがご覧いただけます。

<http://good-net.jp/>

安心協

スマートフォンは
こちらから→

検索

